

# 第5期大府市障がい福祉計画

## 第1期大府市障がい児福祉計画

### 概要版

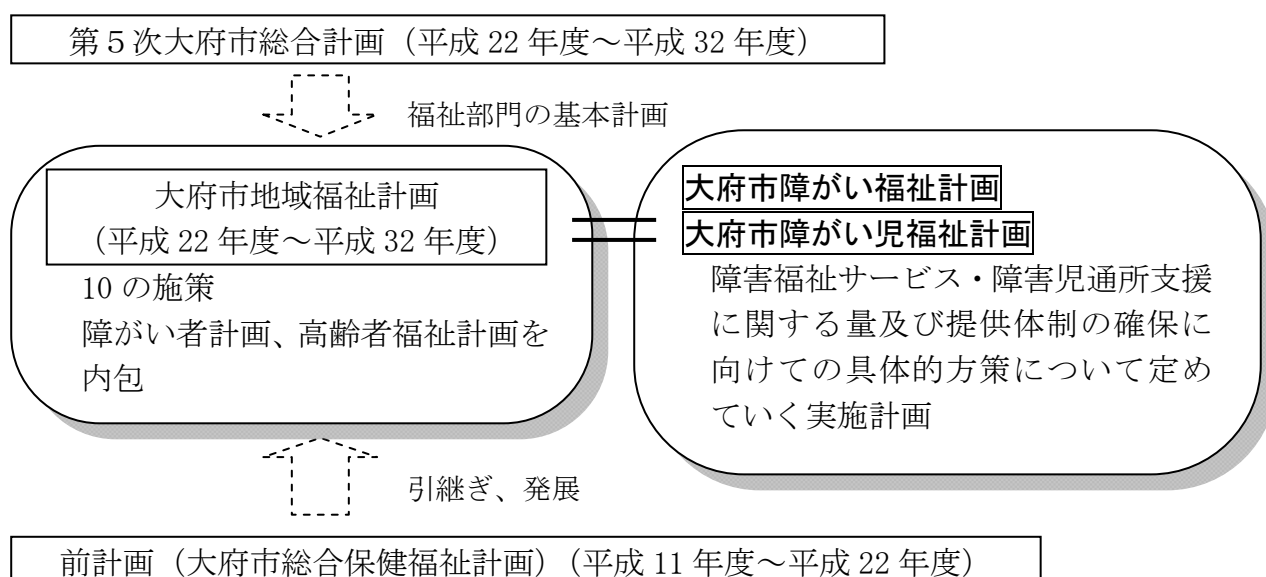
#### 1 計画策定の目的

平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月より障害者総合支援法施行）に基づき、すべての都道府県及び市町村に「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。この計画は、地域移行や就労に関する数値目標を設定するとともに、「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」について必要な見込量及びその提供体制の確保に向けての具体的方策を定めるものです。また、これまでは障がい福祉計画に内包されていた障がい児支援の提供体制について、より計画的に確保するため、国の指針に基づき、新たに「障がい児福祉計画」を策定しました。

#### 2 計画の位置づけと計画期間

本市では平成21年度に策定した「大府市地域福祉計画」において、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下障がい者等）に関する部分を障害者基本法に基づく障がい者計画とし、障がい児者の福祉施策に関する基本方針や事業の方向性を定めています。これに対し障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保策等を定める実施計画と位置づけています。

本計画期間は、3年間で1期として策定します。第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、第4期障がい福祉計画（計画期間：平成27年度から平成29年度）の進捗状況等の分析をふまえ、平成30年度から平成32年度までの3年間で計画期間とします。



### 3 基本理念

国が定める基本指針に基づき、次の5点を第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の基本理念とします。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共存社会を実現するため、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下障がい者等）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るために、支援体制の確立を推進します。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい、知的障がい及び精神障がい並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、各障がいの種別に伴うサービス内容の格差を是正し、均一で公平なサービスの提供を推進します。

#### (3) 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が地域で自立した生活を送ることができるよう入所や入院からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援等の課題に対応したサービスを提供する基盤整備を推進します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

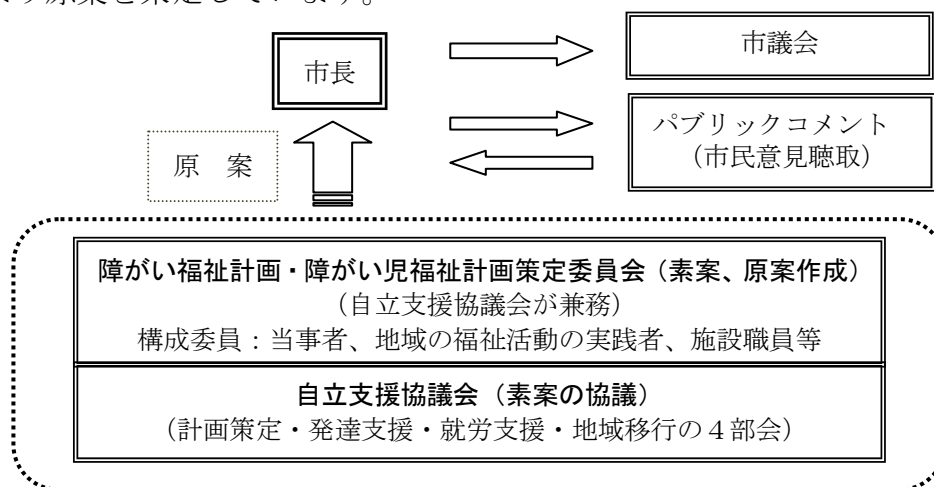
生活における困難を抱えていても、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

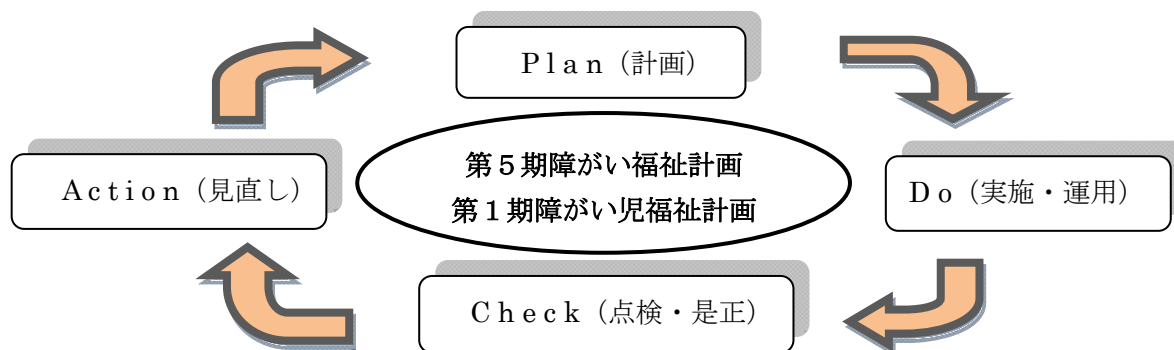
障がい児支援を行うに当たっては、個々のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携体制の整備を推進します。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）により、障がい児を含めた全ての児童が共に成長できるよう、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするための障がい児支援の提供を推進します。

## 4 策定の方針と体制

国の基本指針に基づき、市内の障がい福祉サービス関係事業所及び障害児通所支援事業所の方に当事者団体の代表を加えたメンバーで構成された「大府市障がい福祉計画策定委員会」により原案を策定しています。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを活用し、大府市自立支援協議会から意見を聴取しながら本市で計画の進捗管理を行います。



## 5 障がい者数の将来予測（障がい者手帳所持者）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年度	平成 29～32 年度 増加率
総人口	90,160 人	91,384 人	92,972 人	1.74%
障がい者総数	3,728 人 4.13%	3,653 人 4.00%	3,924 人 4.22%	7.42%
身体障がい者	2,522 人 2.80%	2,374 人 2.60%	2,473 人 2.66%	4.17%
知的障がい者	571 人 0.63%	592 人 0.65%	614 人 0.66%	3.72%
精神障がい者	635 人 0.70%	687 人 0.75%	837 人 0.90%	21.83%

※各年度 4 月 1 日実績、平成 32 年度は見込み値、下段は人口に占める割合

## 6 地域生活に向けた取組

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行、及び入所者数の減少

第4期計画期間の実績(平成29年度末時点)

- 地域生活移行者数：1人(目標3人)
- 入所者の減少数：3人(目標1人)



第5期計画の目標(平成32年度末時点)

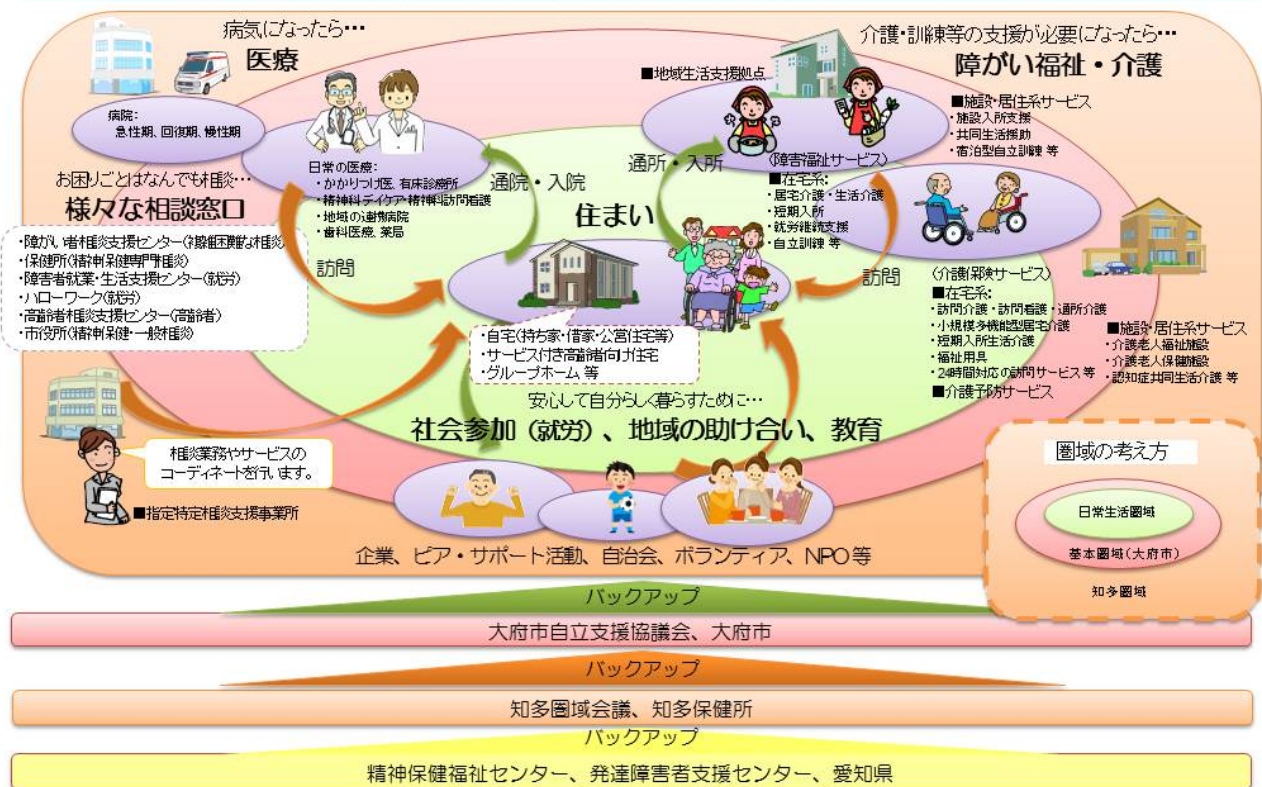
- 地域生活移行者数：3人
- 入所者の減少数：1人

第5期計画は、国の基本指針に即し、平成28年度末時点での施設入所者の9%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の2%以上を削減することを目標としました。  
※平成28年度末時点の入所者数23人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の基本理念に基づき、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けて保健、医療、福祉関係者が一体的に地域にて支援を行う体制を構築して行く必要があります。大府市では、大府市自立支援協議会において精神障がい者の地域生活の移行についての協議の場を設けています。

#### 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ図)



【平成32年度末の長期入院患者の地域生活への意向に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量】

目標項目	入院患者数 平成29年9月末現在	地域移行者数 平成32年度末
地域生活への移行者数	84人	16人(7人)

※( )内は65歳以上の人数(内数)

### (3) 地域生活支援拠点の整備

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ることを目的とした地域生活支援拠点の整備が求められています。本市では第4期計画にて複数事業所が分担して担う面的な体制を整備していくこととしました。

地域生活支援拠点については、次の5つの機能を備えることとなっています。

- ①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり。

また、それに対する本市の取組状況は次のとおりです。

#### 【機能と取組状況】

機能	具体的な内容	市の取組
①相談	計画相談、地域定着支援の実施 コーディネーターの設置	指定特定相談支援事業所及び 基幹相談支援センターの設置
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の宿泊事業の実施	短期入所事業所との連携 居室確保事業の実施
③体験の機会・場	入所者や入院患者を対象とした 一人暮らし体験の実施	地域相談支援事業所による地 域移行支援の実施
④専門的人材の確保・養成	研修の実施	市、社会福祉法人、NPO法 人等による研修の実施
⑤地域の体制づくり	地域課題の抽出、相談業務や支 援体制のコーディネート	自立支援協議会での協議 基幹相談支援センターによる コーディネート

### (4) 障がい者の就労

障がい福祉施設等の就労支援に繋がっていない障がい者等に対し、就労支援について周知し、活用することで就職に繋げていきます。また就労後も仕事が継続的に続けられるよう支援していきます。

#### 【数値目標】

項目	27年度	28年度	29年度	32年度
障がい福祉施設からの一般就労移行者数 (1月当たりの利用人数)	5人	12人	人	18人
就労移行支援事業利用者数 (市内事業所数)	20人	14人	10人	17人
就労移行率3割を達成する就労移行支援 事業所の割合(達成事業所数/総事業所数)	33%	100%	100%	100%
就労定着支援事業による支援開始後1年 経過時点の職場定着率				80%

#### ○その他の就労支援

福祉施設の工賃向上のために、優先調達推進法に基づく官公需の更なる拡大や作業種目の開拓、開発について企業等と連携して支援していきます。

障害者雇用の促進のために市障がい者雇用事業所連絡協議会等の活用により雇用の拡大に努めます。

## 7 障害福祉サービス等の見込量

### 【障害福祉サービス等の種類】

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅で障がい者等に入浴や排泄、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がい者等のうち、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）や外出支援をします。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいがある人に、外出時における移動、排泄、食事等の援助をします。
生 活 介 護	常に介護が必要な障がい者等に、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。
自 立 訓 練 《機能訓練》	身体障がい者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自 立 訓 練 《生活訓練》	知的障がいや精神障がいがある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する障がい者等に、一定の期間、就職のための生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就 労 継 続 支 援 (A型、B型)	企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、就労能力向上のための訓練をします。(A型＝雇用型 B型＝非雇用型)
就 労 定 着 支 援	企業や自宅等への訪問などにより、生活面の課題を把握するとともに、企業との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援します。
共 同 生 活 援 助 《グループホーム》	障がい者等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で入浴、排泄又は食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介助など日常生活上の支援を行います。
短 期 入 所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者等に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介助を行います。
療 養 介 護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などの世話をを行います。
計 画 相 談 支 援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地 域 移 行 支 援	入所施設に入所している障がい者等、又は精神科病院に入院している障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等を支援します。

サービス名	内 容
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者等であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等を行います。
自立生活援助	一人暮らしの知的障がい者や精神障がい者の自宅を定期的に巡回訪問し、又は電話等の相談に随時対応することで日常生活における必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居 宅 介 護 (10)	人/月	122	110	101	102	103	104
	時間/月	1,868	1,666	1,591	1,606	1,621	1,636
重度訪問介護 (10)	人/月	4	4	4	4	5	6
	時間/月	421	335	326	360	450	540
重度障害者等 包括支援 (0)	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護 (6)	人/月	2	4	4	4	5	6
	時間/月	23	35	37	37	46	55
行動援護 (4)	人/月	19	17	15	19	20	21
	時間/月	186	193	176	216	226	236
生活介護 (5)	人/月	139	137	142	144	146	148
	人日/月	2,615	2,625	2,702	2,740	2,778	2,816
自立訓練 《機能訓練》 (0)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	1	2	5	5	5	5
自立訓練 《生活訓練》 (1)	人/月	7	6	4	5	5	5
	人日/月	60	46	36	42	42	42
就労移行支援 (2)	人/月	20	14	10	12	14	17
	人日/月	345	231	178	212	246	280
就労継続支援A型 (4)	人/月	52	54	49	50	51	52
	人日/月	954	970	972	990	1,008	1,026
就労継続支援B型 (7)	人/月	92	98	99	102	105	108
	人日/月	1,559	1,703	1,836	1,887	1,938	1,989

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労定着支援 (-)	人/月	-	-	-	5	6	7
共同生活援助 《グループホーム》 (14)	人/月	59	62	62	66	68	70
	人日/月	1,438	1,538	1,496	1,544	1,592	1,640
施設入所支援 (0)	人/月	24	23	23	23	22	22
	人日/月	685	650	659	659	631	631
短期入所 (2)	人/月	13	14	17	19	21	23
	人日/月	75	72	81	91	101	111
療養介護 (0)	人/月	3	4	4	4	4	4
	人日/月	87	119	118	118	118	118
計画相談支援 (4)	人/月	73	69	74	74	75	75
地域移行支援 (2)	人/月	1	0	0	2	2	2
地域定着支援 (2)	人/月	0	1	0	2	2	2
自立生活援助 (-)	人/月	-	-	-	2	2	2

※ ( ) 内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

### ○障害福祉サービス等の見込量に対する確保の方策等（主なもの）

#### 【訪問系サービス】（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

指定特定相談支援事業所と訪問系サービス事業所との連携の強化、医療的ケアなどの専門性の高いスキルを持った支援者の充実、介護保険制度への移行

#### 【日中活動系サービス】（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着）

指定特定相談支援事業所と日中活動系サービス事業所との連携の強化、市内外問わず障がいの特性に合った事業所の利用、特別支援学校と就労移行支援事業の連携の強化

#### 【居住系サービス】（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護、自立生活援助）

指定特定相談支援事業所への居住系サービス事業所についての情報提供、継続的な共同生活援助の運営に対する支援、短期入所事業の利用

#### 【相談支援】（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）

困難ケースに対応するための関係機関のネットワーク強化、地域移行支援及び地域定着支援の活用のための協議



## 8 障がい児支援の見込量 【障がい児福祉計画分】

### 【児童福祉法に基づく障害児通所支援等の種類】

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学の発達のご案内になる児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をします。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療をします。
放課後等デイサービス	就学後の発達のご案内になる児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	発達のご案内になる児童が、他の児童との集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をします。支援は訪問支援員が実施します。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童福祉法の改正に伴い、平成 30 年 4 月より、重度の障がい等の状態にある児童への発達支援の提供の場を設けるために、居宅を訪問して提供されるサービスです。
障 害 児 相 談 支 援	発達のご案内になる児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。

### 【実績と見込量】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
児 童 発 達 支 援 (3)	人/月	47	50	51	73	85	86
	人日/月	652	693	706	1,022	1,190	1,204
医療型児童発達支援 (0)	人/月	3	2	1	1	1	1
	人日/月	36	16	5	8	8	8
放課後等デイサービス (6)	人/月	52	73	95	108	116	127
	人日/月	409	595	846	972	1,044	1,143
保 育 所 等 訪 問 支 援 (2)	人/月	4	7	6	9	10	10
	人日/月	5	9	10	18	20	20
居宅訪問型児童発達支援 (0)	人/月	—	—	—	2	2	2
	人日/月	—	—	—	28	28	28
計 画 相 談 支 援 (5)	人/月	25	31	45	57	63	67

※（ ）内は、平成 29 年 9 月末現在の事業所数

※児童発達支援の市内事業所数の内訳は、児童発達支援センターが 1 か所、児童発達支援事業所が 2 か所

※各年度は 1 か月あたりの平均値、29 年度は 4 月から 9 月までの平均値

## 9 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制 【障がい児福祉計画分】

### 【重症心身障がい児への支援体制】

#### (1) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

現在、重症心身障がい児への支援を実施している事業所は市内に1か所あります。今後も、市内の事業所のみならず市外の事業所とも連携して、支援を図ります。

### 【医療的ケア児への支援体制】

#### (1) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

年2回開催される「障害児等療育支援事業に関わる知多圏域乳幼児期療育関係者連絡調整会議」を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議等の場として活用していきます。また、自立支援協議会発達支援部会、大府市子ども・子育て会議等においても、各関係機関と協議を行っていきます。

#### (2) 医療的ケア児コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児コーディネーターについて、平成32年度末までに1人の配置を目指します。

#### (3) 確保の方策等

個別にケース会議を実施するなど、医療的ケア児に対する支援を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携して支援していきます。

また、医療的ケア児コーディネーターの配置について、各関係機関と協議を行っていきます。

## 10 子ども・子育て支援 【障がい児福祉計画分】

### 【受入状況の実績と見込み】

サービス名 (市内施設数)	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所 (17)	人/月	86	89	82	90	89	89
幼稚園 (4)	人/月	11	14	16	15	15	12
認定こども園 (0)	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後クラブ (13)	人/月	84	62	66	68	69	71

※ ( ) 内は、平成29年4月1日現在の施設数

※各年度4月の実績と見込み

## ○障がい児への支援に対する確保の方策等（主なもの）

### 【児童発達支援】

平成 30 年 10 月の発達支援センターみのりの開所、知多 5 市 5 町における肢体不自由児の通所施設の利用協定による近隣市町と連携

### 【放課後等デイサービス】

事業所ごとの特色のある療育の継続的な実施、市内外の障害児通所支援事業所や指定障害児相談支援事業所との連携の強化

### 【子ども・子育て支援】

発達の気になる児童に対する障害児通所支援の利用促進。市内外の関係機関が連携して支援するためのネットワークの強化

## 11 発達の気になる児童への支援体制 【障がい児福祉計画分】

### （1）これまでの取組

#### 【早期発見・早期支援のための取組】

本市では、発達の遅れの早期発見による適切な療育や、保護者への支援に対するニーズに対応するため、発達の気になる未就学児に対して、発達支援センターおひさまの早期療育、親子育成支援事業「ジョイジョイ」など、本市独自の取組を実施しています。

#### 【子どもから大人までの一貫した相談支援体制】

現在、ふれ愛サポートセンター「スピカ」内に障がい者相談支援センターを設置し、子どもから大人まで一貫してワンストップでの相談支援を実施しています。また、児童の発達に応じて、各関係機関と連携してライフステージごとに様々な支援を実施しています。

### （2）今後の取組

発達支援センターおひさまや指定障害児相談支援事業所、保健センター等の関係機関が連携して、発達の遅れの早期発見のため、児童の発達に応じた様々な支援を実施していきます。また、平成 30 年 10 月に開所する発達支援センターみのりと連携して支援していきます。その他にも、自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、支援のために各関係機関との連携を図ります。

## 12 地域生活支援事業の見込量

### 【実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込み		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業	事業所数	5	1	1	1	1	1
	相談延べ件数	4,795	3,013	1,691	3,450	3,550	3,650
成年後見制度利用支援事業	受任件数	25	26	27	28	29	30
手話通訳者派遣事業	延べ件数	53	70	30	74	77	81
要約筆記者派遣事業	延べ件数	7	6	4	6	6	6
日常生活用具給付事業	延べ件数	1,411	1,357	679	1,374	1,390	1,406
手話奉仕員養成研修事業	受講終了者数	7	18	15	20	17	22
移動支援事業	利用人数	163	168	155	178	183	188
	延べ利用時間	15,927	16,016	9,801	16,577	16,755	16,933
地域活動支援センター事業	登録者数	81	73	57	81	85	89
日中一時支援事業	利用人数	37	45	40	50	52	54
	延べ利用回数	1,481	1,316	756	1,405	1,439	1,489
訪問入浴サービス事業	利用人数	5	5	7	8	9	10
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	利用人数	1	1	0	1	1	1
身体障がい者自動車改造費助成事業	利用人数	4	7	0	4	4	4

※29年度は4月から9月までの実績値

## 13 障がい者のくらし

### (1) 障がい者の権利

権利擁護に関する制度の普及啓発、成年後見センターや社会福祉協議会等との連携強化、障害者差別解消法の普及啓発、体制整備

### (2) 災害時の支援

避難行動要支援者名簿を整備、市内障がい者施設等と福祉避難所としての協定の推進

### (3) 居住の支援

住宅改修助成事業を実施、障がい者の居住の場の確保についての協議（自立支援協議会等）

### (4) 障がい者等の虐待の防止

大府市高齢者・障がい者虐待防止センターを設置、虐待防止の普及啓発

## 14 第4期障がい福祉計画期間中の取組

年 度	取組事項
平成 27 年度	指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の連携強化を目的とした各連絡協議会を設置
	移動支援、日中一時支援の単価改正
	障害児通所支援に係るサービス等利用計画の作成に関する個別案内を開始
	発達支援センターおひさまにおいて保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を開始
平成 28 年度	手話通訳者派遣事業の派遣先拡大と単価改正
	自立支援協議会内に人材育成に関する協議の場を設置
	生活介護施設建設への経済的支援の実施
	障がい理由とする差別の解消の推進に関する大府市職員対応要領の策定
	発達支援センターみのりの建設及び運営に関する協議の場として建設検討委員会を設置
	知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定を締結
平成 29 年度	行動援護従事者養成研修受講費補助の実施
	自立支援協議会内に地域移行に関する協議の場を設置
	訪問入浴事業の単価改正
	緊急時の宿泊事業として居室確保事業実施
	知多5市5町における肢体不自由児の通所施設の利用協定に基づき東海市立あすなろ学園の受け入れに係る覚書を締結
	発達支援センターおひさまにおける人員体制の強化
	発達支援部会にて幼稚園、保育園等における加配保育士等の設置状況調査を実施
	発達支援センターみのりに係る指定管理者の選定及び建設の開始
	発達支援部会にて幼稚園、保育園が連携した事例研究会を実施

## 15 策定の体制と経過

### 策定の体制

【大府市障がい（児）福祉計画策定委員会 委員名簿】

（敬称略）

分野	所属名等	氏名
医療関係機関	大府市医師代表 大府こころのクリニック	櫻井 政仁
	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	近藤 秀憲
	あいち小児保健医療総合センター	小澤 敬子
	特定医療法人 共和病院	稲田 朋也
障害福祉サービス等 事業者	社会福祉法人 大府福祉会	安井 孝昭
	社会福祉法人 仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
	社会福祉法人 大府福祉会 カラフル	大西 広行
	社会福祉法人 愛光園 障がい者活動センター愛光園	松澤 賢治
	社会福祉法人 憩の郷 多機能型事業所ライム	◎杉原 直樹
	社会福祉法人 憩の郷 キャンパス	朝熊 清花
企業	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会 有限会社 矢田化学工業	中本 和則
当事者団体等	大府市身体障がい者福祉協会	大平 長治
	大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
	大府地域家族会かざぐるま会	今野 勝夫
	当事者家族	永井 一美
地域	民生児童委員	小島 要
権利擁護関係機関	知多地域成年後見センター	○今井 友乃
保健関係機関	愛知県知多保健所	山本 恒子
教育関係機関	愛知県立半田特別支援学校	石川 幸彦
雇用関係機関	刈谷公共職業安定所	中野 みどり
福祉関係機関	知多児童・障害者相談センター	荒井 南
障害児通所支援 事業者	株式会社ジェネラス こども相談支援はつね	金子 満寛
	発達支援センターおひさま	東 千恵子

◎は会長 ○は副会長

## 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 5 月 10 日	第 1 回 障がい福祉計画策定委員会 第 4 期計画の進捗状況の確認 第 5 期計画・児第 1 期計画策定スケジュール、意見交換
平成 29 年 7 月 7 日	第 1 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 8 月 7 日	第 2 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 8 月 8 日	第 1 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 9 月 13 日	第 3 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 9 月 19 日	第 2 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 10 月 3 日	第 4 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 10 月 23 日	第 5 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について
平成 29 年 11 月 1 日	第 3 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 29 年 11 月 27 日	第 2 回 障がい福祉計画策定委員会 第 5 期計画・児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 1 月 29 日	第 4 回 発達支援部会 児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 2 月 14 日	第 3 回 障がい福祉計画策定委員会 第 5 期計画・児第 1 期計画（案）について
平成 30 年 2 月 23 日	第 6 回 計画策定部会 第 5 期計画（案）について

策 定 平成 30 年 3 月

発 行 大府市 福祉子ども部 高齢障がい支援課（障がい福祉計画）  
福祉子ども部 子育て支援課（障がい児福祉計画）

T E L 0562-45-6289（障がい福祉計画）  
0562-45-6229（障がい児福祉計画）

F A X 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp（障がい福祉計画）  
kosodate@city.obu.lg.jp（障がい児福祉計画）